

令和7年度

上尾市立南中学校

いじめの防止基本方針



目 次

はじめに	1 ページ
1 いじめの定義といじめに対する基本認識	
(1) いじめの定義	2 ページ
(2) いじめの基本認識	2 ページ
2 いじめに取り組むための組織	
(1) 設置目的	2 ページ
(2) 組織の構成員	3 ページ
(3) 活動内容	3 ページ
(4) 関係機関との連携	3 ページ
3 いじめの防止	
(1) 教師の言動・姿勢	5 ページ
(2) いじめを許さない学級づくり	5 ページ
(3) わかる授業づくり	6 ページ
(4) 道徳教育の推進	6 ページ
(5) 生徒によるいじめ防止の取組	7 ページ
(6) ネットいじめへの対応	7 ページ
4 いじめの早期発見・早期対応	
(1) いじめの早期発見	8 ページ
(2) いじめに対する措置	9 ページ
(3) 重大事態への対応	12 ページ

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、すべての生徒が「いじめを行わず」、「いじめを許さず」、「いじめのない学校づくり」に全力で取り組んでいる。また、教職員はいじめ根絶のために、いじめを行うものに対して毅然とした態度で指導し、いじめられているものの痛みを感じ、全力で守り抜き、いじめのない学校づくりに組織をあげて取り組んでいる。

毎月、定期的に「生活アンケート」を全校生徒に実施し、生徒の声なき声を聴くとともに、本校では決していじめを発生させない姿勢を明確に示している。また、毎学期、保護者向けの調査も実施し、学校では見えにくい「いじめの兆候」を保護者と一緒にとらえ、いじめに対して早期に対応している。さらに、定期的また不定期に、担任等が「気になる生徒」と二者面談を行い、いじめ根絶に取り組んでいる。

本校の学校教育目標である「ゆたかな人間性」の育成を具現化するため、本校職員は一人となり、子どもが安心して、いきいきと生活することができる学校風土づくりを進め、卑怯で許されない行為である「いじめ」を根絶するため、全力で取り組む。

上尾市立南中学校いじめ防止基本方針（以下「南中学校いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・上尾市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

上尾市立南中学校では、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる
→「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 いじめは集団化してくる
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
→いじめに気づかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する
→いじめる側の生徒が、いじめられる側になることがある
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある
→教師の不用意な発言や生徒への接し方が、生徒をいじめの対象にしてしまう

2 いじめ問題に取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する「いじめ対策支援チーム」を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

(1) 設置目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

いじめ対策支援チームは、本校、生徒指導委員会及び南中学校区生徒指導連絡協議会と連携し、学校、家庭、地域が一体となった、いじめ根絶のための取組の中心組織とする。

(2) 組織の構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当
教育相談主任、養護教諭、学校医、さわやか相談室相談員等

(3) 活動内容

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われて情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

(4) 関係機関との連携

ア 保護者との連携、協力依頼等

イ 教育委員会との連携

ウ 警察等との連携

3 いじめの防止

生徒一人一人の学校における

～居場所づくり～、～絆づくり～に全力で取り組みます。

いじめはどの子供にも起こりうるということを踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・ いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、絶対に許されないこと。
- ・ いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に必要な指導を組織的に行う。

生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

いじめは決して許されない行為であることを生徒一人一人の心に刻みつけるため、学校教育活動全体をとおして「ゆたかな人間性の育成」に取り組む。

また、未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、仲良く、お互いに尊敬し合える態度・能力の育成を図る。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

「我々教師は教育公務員としての誇りをもち、生徒の規範となる行動を執る。」

(1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている子どもの立場で指導・支援を行うためには、

ア 教師が「いじめはあるもの」との認識を持つ

「いじめはない」と思い込まず、給食指導、清掃活動等の生徒が主体的に行動する場面を中心に観察を行い、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に、生徒に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配り

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教師の目が届きにくいところで多く行われることが多い。そのため、生徒一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

ウ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、生徒から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、「誠意をもった態度」が相談しやすい「先生」になる。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での生徒の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、「迅速で誠意ある対応」が、保護者との信頼関係を醸成する。

(2) いじめを許さない学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の3点について取り組む。

ア 人権教育の充実

- ・いじめは人権を踏みにじる行為であり、けっして許されることではない」ことを生徒に理解させる。
- ・人の痛みを思いやることができるよう人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚の育成に努めるとともに人権意識の高揚を図る。
(人権感覚育成プログラムの計画的、継続的な実施)

イ 道徳教育の充実

- ・道徳的判断力を高める道徳科の充実。いじめを題材とした道徳資料を活用した授業の展開（全学年で実施）
- ・より高次の生き方を目指す道徳教育の推進。「人間の気高さ」「自然に対する畏敬の念」を育てる道徳授業の展開。

ウ 体験活動の充実

- ・学校行事や生徒会活動、係活動等の体験的な活動を行うことで、互いに助け合うことのすばらしさ、大切さを実感させる教育活動の推進。
- ・学級活動、特に学級会等の話し合い活動を行うことで、他者との望ましいかかわりについて体験的に学ばせる。
- ・奉仕活動、ボランティア活動を推進する。特に地域でのボランティア活動に積極的に取り組ませ、親、教師以外の大人とのふれあいから、社会は助け合うことで成り立っていることを体験的に学ばせる。

(3) わかる授業づくり

学業不振やその心配のある子どもは、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

ア 「わかった、できた」の感動を共感できる授業

- ・生徒一人一人の学習状況に応じた発問や課題提示を行い、毎時間「わかった、できた」を体感できる授業づくりを進める。

イ 生徒一人一人が存在感のある授業

- ・教師主導の一斉指導型授業だけでなく、生徒が授業を主役となるよう、発言や発表の機会を意図的に設けるとともに、班活動など少人数による活動を適宜、取り入れ、生徒同士で互いの考えなどを認め合える場面を設定する。

ウ わかりやすい授業

- ・教材研究を十分行うことは当然、大型テレビなどICT機器を積極的に活用し、視覚、聴覚からも学習理解を深める授業の工夫改善を行う。また、板書にはユニバーサルデザインのチョークを使用するとともに、課題が明確に示され、振り返りのある、「わかる授業」づくりを進める。

(4) 道徳教育の推進

いじめの未然防止のための道徳教育を推進する。

ア 道徳教育の要である道徳科授業の充実

- ・彩の国の道徳「自分を見つめて」「心の絆」、道徳教育指導資料集「学級づくりの羅針盤」、道徳教育用教材「私たちの道徳」などから、いじめに関連する道徳資料を全学年で計画的、継続的に活用し、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。
- ・いじめの本質的な問題に向き合い、問題解決に向かわせるため、自分が納得でき周囲の納得も得られるように、多様な他者と議論を重ね、さらに「考え、議論する」道徳の授業を積極的に行っていく。

イ 規律ある態度の育成

- ・毎日の学校生活の中で、時間を守ること、話の聞き方、授業の受け方など基本的な生活習慣の定着を徹底する。
- ・望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心がけ、安全で調和のある生活の実現に努める。そのことで自己の人生を豊かにし、意義ある生き方につなげていく。

ウ よりよい人間関係づくり

- ・人間関係を築き、相互理解を深めるために、自分の考えや意見を人に伝えること、また互いが相手の存在意義を理解し、相手の考えや立場を尊重し合うことが必要であることを考え、理解させる。

エ 家庭との連携

- ・家庭用「彩の国の道徳」の活用や、授業参観での全学級、道徳科の公開などをおして家庭と連携して生徒の道徳心を高める。また、道徳の教科化にともない、長期休業期間には、家庭で保護者も生徒の取り組んだ課題を見る機会を設けて、家庭でも道徳について触れる時間をつくる。

(5) 生徒によるいじめ防止の取組

生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

ア 上尾市「いじめ根絶」中学生宣言の活用

- ・中学生宣言を全学級に掲示するとともに、横断幕を作成し、常に生徒の目に入るようにする。生徒会執行部が中心となり、中学生宣言を宣言する。

イ 仲良く楽しい学校生活を送るための標語づくり

- ・全校生徒で標語づくりに取り組み、学級代表、学年代表を選出する活動をおして、生徒自らが、いじめを根絶しようとする態度を養う。

ウ 異年齢集団による活動の充実

- ・部活動、委員会活動など異年齢集団による活動を充実し、助け合いの精神の高揚を図る。

(6) ネットいじめへの対応

インターネット等の光と闇の部分を道徳科や学級活動において理解させ、情報モラルに関する資質を高める。また、毎年ネット関連の専門家による講演会を実施し、ネット上のトラブル等について生徒に理解させる。

ネットいじめの未然防止には、ネット環境を提供している家庭との連携が必要不可欠であることから、本校では保護者に対して、携帯電話やスマートフォン、インターネット等の使用に関するルールづくりを啓発している。また、ネットいじめを未然防止するためには、教員もネットに関する知識を持つ必要があることから、ネットモラルに関する情報提供を行い、教員の資質の向上を図る。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

また、口げんかや生徒同士のトラブル等の場面や、清掃活動、係活動などの場面においても、特定の生徒がトラブルの対象となっていたり、活動が一部の生徒に偏っていたりしていないかについても、常に観察し、背景に「いじめ」の存在がないか常日頃より確認する。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

生徒に、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- ア 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト(教職員用)」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- イ 生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。
 - ・学校の生活アンケート(生徒対象)を毎月実施する。
 - ・子供のサイン発見アンケート(保護者対象)を学期に1回実施する。
- ウ 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「I いじめ防止対策編」も活用する。

エ 定期的及び意図的、臨時的な二者面談の実施

学期に1回の面談（教育相談）において、いじめに関して必ず確認すると同時に、いじめの予兆がないかについて教育相談的手法を用い、面談を行う。

オ 生徒指導委員会、教育相談委員会の毎週の実施

校長、教頭、主幹教諭を含む生徒指導委員会、教育相談委員会を毎週実施し、各委員会において、管理職を中心として、いじめの兆候等について確認するとともに、いじめの根絶及び防止について、毎回協議する。

（2）いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

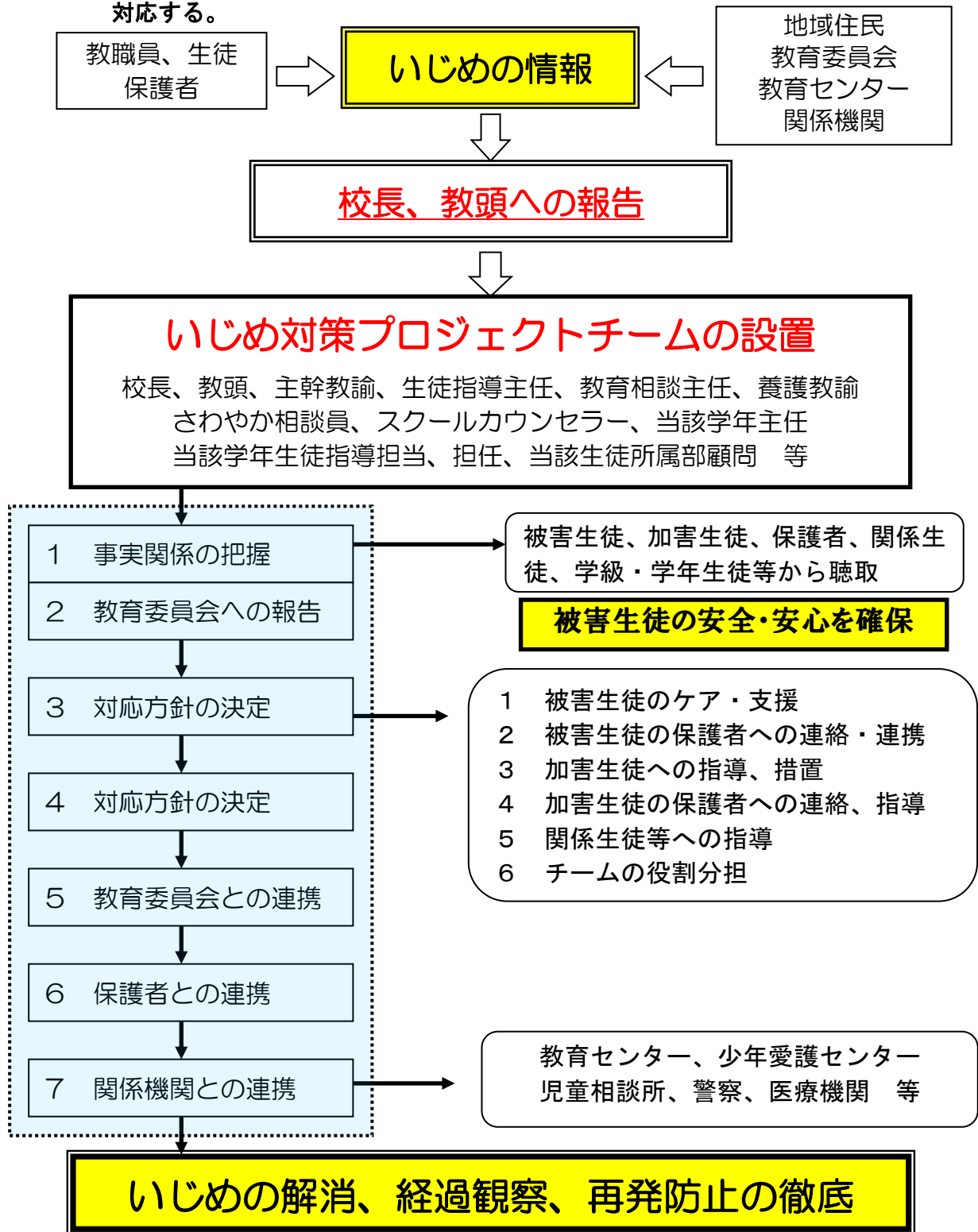
学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

学校が組織として一丸となり、いじめ問題に取り組む体制を作る。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめを発見・通報を受けた場合は、「いじめ対策プロジェクトチーム」で組織的に対応する。



イ いじめる生徒への指導・措置

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、上尾市教育委員会、警察等との連携を図る。

ウ いじめを受けた生徒へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

エ 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

オ 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

カ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

キ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がい

じめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(3) 重大事態への対応

重大事態については、「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」に規定されている。

本校では、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

ア 重大事態発生の報告

- ・重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ事態発生について報告する。

イ 重大事態の調査組織を設置

- ・第22条に基づく学校の組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加える。また、必要に応じて、警察等関係機関の協力を仰ぐ。

ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・事実に向き合おうとする姿勢を保持する。

エ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

オ 調査結果を学校の設置者に報告

- ・いじめを受けた生徒または、その保護者が調査結果に、いじめを受けた生徒または、その保護者の意見等の添付を希望する場合は、保護者等から意見等をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

カ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・調査結果を基に、学校が主体的に再発防止に取り組んでいく。